

長崎県湧水対策本部設置要綱

(設 置)

第1条 最近の湧水状況に対処するため、情報を把握し、適切な対策を総合的に推進するため、長崎県湧水対策本部(以下「本部」という。)を置く。

(組 織)

第2条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は知事、副本部長は副知事、本部員は防災危機管理監、総務部長、地域振興部長、環境部長、産業労働部長、水産部長、農林部長及び土木部長をもって充てる。

3 本部長は、前項のほか必要があると認めるときは、関係職員を本部員に充てることができる。

(所掌事務)

第3条 本部は次の事務を行う。

- (1) 湧水情報の収集・提供
- (2) 用水確保計画の調整
- (3) 応急対策の実施・調整
- (4) その他必要な事項

(部 会)

第4条 本部の事務を補佐するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 前項により、部会を設置した場合は、部会長は所管の部局長をもって充てる。

3 部局員は、部会長が指名する職員をもって充てる。

(情報連絡会議)

第5条 本部の下に情報連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は別紙の委員で構成し、座長は環境部次長をもって充てる。

3 前項に定める委員の他に座長が必要と認めるときは、その都度臨時委員を招集することができる。

(事務局等)

第6条 本部の事務局は、環境部水環境対策課に置く。

2 事務局長は水環境対策課長をもって充てる。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年12月3日から施行する。

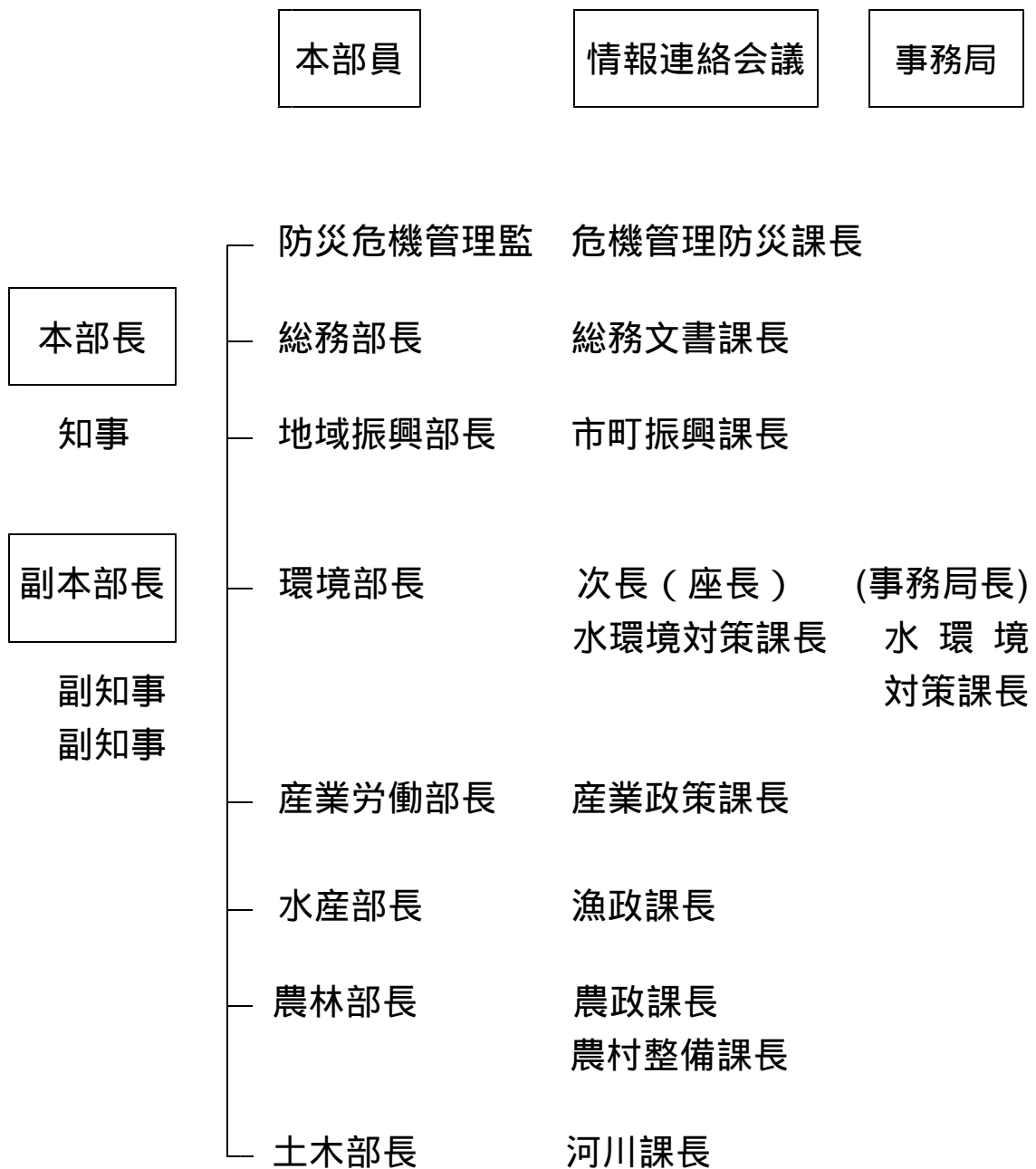
(別紙)

情報連絡会議委員名簿

防災危機管理監	危機管理防災課長
総務部	総務文書課長
地域振興部	市町振興課長
環境部	次長、水環境対策課長
産業労働部	産業政策課長
水産部長	漁政課長
農林部	農政課長、農村整備課長
土木部	河川課長

(参 考)

長崎県湧水対策本部組織体制



渇水対策本部所掌事務

- (1) 渇水情報の収集・提供
 - ・市町村及び水道事業者への指導・援助
 - ・広域的な節水啓発活動

- (2) 用水確保計画の調整
 - ・水源からの各種用水（水道用水、農業用水、工業用水等）の取水について、渇水時の水利調整等を行う。
Ex. 農業用水から水道用水への転用の際の調整
取水調整

- (3) 応急対策の実施・調整
 - ・水道事業者間の水の融通、応援給水等についての指導・調整
 - ・干ばつにおける農作物に対する技術指導及び対策
 - ・取水ボーリング費用補助等

- (4) その他必要な事項
 - ・消防用水、医療用水等の緊急時対策の指導・調整
 - ・県有施設の節水対策
 - ・緊急取水資源の調査
 - ・自衛隊の緊急出動の要請